

松戸市公の施設(まつど市民活動サポートセンター)の指定管理者の指定について

松戸市指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年条例第24号)第5条第1項の規定に基づき、まつど市民活動サポートセンターの管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者を指定します。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、所在地
まつど市民活動サポートセンター 松戸市上矢切299番地の1
- 2 指定管理者となる団体
松戸市栗山542番地の2
特定非営利活動法人 まつどNPO協議会
- 3 指定管理の期間
平成27年4月1日から平成31年3月31日まで(4年間)
- 4 選定理由
審査委員会における評価が最も良好であったため
- 5 選定審査手順

募集要項配布

平成26年7月4日(金)~14日(月)

応募書類受付

平成26年8月27日(水)~9月2日(火)

公の施設の指定管理者候補者審査委員会

全3回(平成26年9月26日(金)、10月10日(金)、10月17日(金))

指定管理者候補者審査結果通知

平成26年10月17日(金)(審査委員会→市長)

松戸市議会12月定例会指定管理者の指定議案提出

平成26年12月8日(月)

松戸市議会12月定例会指定管理者の指定議案議決

平成26年12月25日(木)

指定管理者の告示

平成 26 年 12 月 26 日(金)

指定管理者への指定の通知

平成 26 年 12 月 26 日(金)